

用地調査等業務費積算基準

第 1 適用範囲

- 1 この用地調査等業務費積算基準（以下「用地積算基準」という。）は、地方整備局の所掌する国の直轄事業（官庁営繕部、港湾局及び航空局の所掌に属するものを除く。）に必要な土地等の取得等に伴う建物、工作物等（以下「建物等」という。）の調査、補償額の算定等並びに土地等の取得等に係る業務（以下「用地調査等」という。）を別途定める用地調査等業務共通仕様書によって、請負又は委託に付す場合の業務費を積算するときに適用する。
- 2 用地調査等の業務範囲は次のとおりとする。
 - (1) 第 4 共通
 - (2) 第 5 権利調査
 - (3) 第 6 建物等の調査
 - (4) 第 7 営業その他の調査
 - (5) 第 8 予備調査
 - (6) 第 9 移転工法案の検討
 - (7) 第 10 事業認定申請図書等の作成
 - (8) 第 11 再算定業務
 - (9) 第 12 土地評価
 - (10) 第 13 補償説明
 - (11) 第 14 消費税等調査
 - (12) 第 15 地盤変動影響調査等
- 3 第 5 権利調査のうち、1 土地の登記記録等の調査に関する積算については、国土交通省の定める設計業務等標準積算基準書（昭和 46 年 3 月 5 日付け建設省技調発第 25 号）及び設計業務等標準積算基準書（参考資料）（平成 13 年 3 月 26 日付け国官技第 48 号）に基づくものとする。
- 4 この用地積算基準により難しい特殊なものについては、別途該当する資料等を準用して行うことができるものとする。